

## 令和5年第8回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月28日(月)午後1時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番	美馬 英二	11番	蔭山 勝利
2番	逢坂 利人	12番	河野 弘彦
3番	佐藤 貞男	13番	尾方 隆子
5番	竹田 勝一	14番	河野 耕八郎
6番	黒川 邦晴	15番	小田 一夫
7番	藤本 尚人	16番	長浦 勝幸
8番	谷 富廣	17番	安達 英雄
9番	大久保 孝雄	18番	藤岡 由信
10番	原田 政憲	19番	村上 一好

4. 欠席委員

4番	天毎木 孝利	
----	--------	--

5. 事務局

局長	中津 圭二	
局長補佐	大久保 政博	
事務主任	小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第40号 非農地証明願について

第5 議案第41号 令和5年度第5期農用地利用集積計画について(諮問)

## 7. 会議の概要

	開会 午後1時
事務局長	<p>先にお配りしております議案書で、1件の取下げがございます。議案書の3ページをお開き下さい。議案第39号農地法第5条の規定による許可申請についての中で、上から二つ目、番号2の脇町助松字丸池の案件において、申請者から事業計画の見直しを行いたいとの理由で、取下書が提出されております。審議対象からの除外をお願いします。本日は長時間となりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただ今より、令和5年第8回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、4番天毎木委員さんの1名です。なお、5番竹田委員、11番蔭山委員さんは、遅れてこられるとの連絡がありました。只今の出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	<p>それでは、早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、3番佐藤委員、6番黒川委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>次に、日程第2、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。</p>
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。今回、第3条は5案件でございますが、これらの申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>議案書1ページをお開き下さい。番号1です。</p> <p>申請地は、美馬町字東宗重●●。地目は、畑。面積は、699㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。耕作面積は、1,206㎡。通作距離は、20mで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなっております。農地取得後は、シイタケの栽培を行うこと</p>

としております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬郵便局の東●●に位置する農地であります。

次に、番号2です。

申請地は、脇町大字猪尻字庄●●。地目は、それぞれ、田。面積は、合わせて、57.28㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。耕作面積は、2,239㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、果樹や季節野菜の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、徳島県農業共済組合西部支所の北●●に位置する農地であります。

次に、番号3です。

申請地は、脇町大字北庄字原●●。地目は、畑。面積は、419㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、350mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなっています。

農地取得後は、果樹及び季節野菜の栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、原集会所の東●●に位置する農地であります。

次に、番号4です。

申請地は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、1,160㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。耕作面積は、2,051㎡。通作距離は、400mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、水稻の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、美馬警察署の北●●に位置する農地であります。

2ページをお願いします。番号5です。

申請地は、脇町字西赤谷●●ほか3筆。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて、1,335㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。耕作面積は、11,997㎡。通作距離は、13kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなっています。農地取得後は、コンニャクイモの栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。江原北小学校の北西●●に位置する農地であります。

以上、これらの5案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。

議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、2番逢坂委員さんお願いします。
2番 逢坂委員	2番逢坂です。8月17日に現地確認いたしました。番号1の農地において、椎茸を栽培することです。現状、椎茸を栽培するビニールハウスもあります。ビニールハウスの横の畑も作付けできます。特に問題は無いものと思われまます。よろしくお願いします。
議 長	番号2、番号3は、美馬委員さん、お願いいたします。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。番号2と番号3をいっしょに報告いたします。いずれも、8月25日に現地確認してまいりました。番号2については、隣接する農地所有者の●●が取得されるということで、農地利用の一体性があり、併せて耕作できるため、何ら問題無いと思われまます。番号3については、近隣の●●が取得されるということで、現在、●●は農地を所有されておられませんが、自宅裏の目の届く範囲に居住され、農業への関心がある方ですので、何ら問題無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号4は、12番河野委員。
12番 河野委員	12番河野です。今朝、●●とお会いしてきました。この土地の道路を挟んで南側に●●所有の農地があり、袋地の口ということで取得をするそうです。●●は、●●のご高齢で、耕作するには高齢とは思ったのですが、●●の娘が同居しております。そのため、将来的にも大丈夫だと思います。以上、よろしくお願いします。
議 長	番号5は、13番尾方委員。
13番 尾方委員	この農地については、荒れているため、蒔蒔栽培には適していると思われるが、蒔蒔は、連作ができないので、次々に農地を換えるそうです。近所の方より、休耕する期間については、草刈りをして欲しいと要望がでております。以上です。よろしくお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせていただきたいと思ひまます。何か、ご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
	(3番佐藤委員、挙手)
3番 佐藤委員	耕作面積の件についてですが、番号1の●●の件を例に挙げますと、耕作面積が1,200㎡くらいですが、売買することについての要件は満たしているのでしょうか。
	(事務局長、挙手)
事務局長	佐藤委員さんからのご質問ですが、下限面積要件というものがありましたが、本年4月1日より、この要件につきまして、廃止となっております。
3番	わかりました。ありがとうございます。

佐藤委員	
議 長	他にご意見、ご質疑ございますか。
	(12番河野委員、挙手)
12番河野委員	12番河野です。今の番号5の尾方委員さんの現地確認の件についてですが、蒟蒻芋は連作を嫌うとのこと。1年作ったら1年以上空けて耕作するという事です。その圃場が草が生えて近々に迷惑をかけるということですので、農業委員会から毎年1回、耕作をするという条件を付けて許可はできないのでしょうか。
	(事務局長、挙手)
事務局長	このことについて、3条の許可要件としては付けられませんが、事務局としましては、申請者に適切な管理をするようお伝えさせていただきます。
12番河野委員	よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。他にございませんか。
委員一同	(意見無し)
議 長	無いようです。お諮りいたします。番号1から番号5までの許可申請5案件について許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請5案件につきましては、許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、番号2の案件の取り下げがございましたので、3案件となります。議案書の3ページをお願いいたします。この5条申請については、法定の添付書類は整っております。 番号1です。 転用場所は、脇町字東山●●。地目は、畑。面積は、1,654㎡であります。貸人は●●、借人は●●であります。フィット法による低圧太陽光発電施設の設置に伴う賃貸借による転用申請です。計画としまして、除草後、不陸整正・転圧を行ない防草シートを敷設します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、旧JA美馬岩倉支所の北東●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされま

	<p>す。</p> <p>番号3です。</p> <p>転用場所は、脇町大字北庄字大井手●●。地目は、田。面積は、合わせて、4. 53㎡であります。譲渡人は●●、譲受人は●●であります。居宅への進入路設置に伴う所有権移転による転用申請です。転用者は●●農地転用許可を受け、進入路奥の●●において、居宅を建築いたしましたが、居宅への進入路が非常に使い便利の悪い形状にあることから、隣接する譲渡人の農地と譲受人が所有する土地を交換し進入路を整備するものです。造成計画としましては、東側に隣接する市道の高さまで、20センチ程度盛土し、アスファルト舗装を行ないます。雨水は、進入路に設置する道路側溝に集め排水を行ないます。申請地は、北庄集会所の南●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号4です。</p> <p>転用場所は、穴吹町三島字三谷●●、地目は、田。面積は、255㎡であります。貸人は●●、借人は●●であります。居宅の建築に伴う、使用貸借による転用申請です。造成計画としましては、良質土により、現況地盤から約15cm程度盛土を行ないます。周囲には被害のないようにコンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造2階建、建築面積75.35㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽で処理したのち、申請地西側の市道側溝に放流します。雨水も敷地内に設置する集水桝で集め、同様に市道側溝へ排水します。なお、このことについては、市道の管理者と協議済です。申請地は、穴吹林業総合センターの東●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、19番村上委員、お願いします。
19番 村上委員	はい、村上です。8月26日に現地確認いたしました。この農地の隣に鉄塔が建っております。そのため、家は建ちませんし、あまりいい土地とはいえません。以上、特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	番号3は、1番美馬委員。
1番 美馬委員	はい、1番美馬です。番号3について、8月25日に現地確認してまいりました。事務局の説明のとおり、譲受人●●の居宅が土地の奥側にあり、そ

	の進入路の確保のための事案です。転用面積も小さく、何ら問題無いと思われます。また、転用方法につきましても隣接に影響は無いと思われます。以上、よろしく申し上げます。
議 長	番号4は、8番谷委員。
8番 谷委員	8月25日に現地確認いたしました。特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ご報告ありがとうございます。それでは、番号1、番号3、番号4の許可申請3案件について審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1、番号3、番号4の許可申請3案件について許可相当とすることにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第39号、農地法第5条の規定による許可申請3案件につきましては許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第4、議案第40号非農地証明願について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>それでは、議案第40号非農地証明願1件につきまして説明をいたします。議案書4ページをお願いします。</p> <p>番号1です。</p> <p>申請場所は、脇町字拝原●●。地目は、畑。面積は、199㎡です。申請者●●より、非農地証明願が提出されました。申請地は、●●、申請者の父により居宅が建築された際、住宅敷地として利用されたものです。関係書類を基に、8月18日、15番小田委員と事務局で現地確認をいたしました。申請農地は、JA美馬農業応援センターの北●●に位置する農地です。申請者から提出されました建物登記図面等から、当時から宅地として利用されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であること、確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては以上でございます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。15番小田委員さんお願いします。
15番	今、説明があったとおり、先日、事務局職員と現地確認に行ってまいりま

小田委員	した。家が建ってから、だいぶ経過しておりますし、何ら問題無いと思えます。どうぞよろしくお願いいたします
議 長	ご報告ありがとうございました。それでは、審議を行います。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第40号非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。
議 長	次に、日程第5、議案第41号令和5年度第5期美馬市農用地利用集積計画書についてでございます。このことにつきましては、農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用関係調整の結果、利用権認定等促進事業の実施が認められましたので、市長に要請するもので、これは、諮問でございます。 お手元にお渡しをしております資料のとおり、新規の利用権設定面積は、8,700㎡、更新の利用権設定面積は、13,904㎡です。利用権設定筆数は29筆、利用権を設定する件数、延べ9件、利用権設定を受ける者、組織は7件です。以上の計画は、18条第3項の各要件を満たしております。ご意見ございますか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。 それでは、議案第41号令和5年度第5期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	以上で、本日の議案審議は、全て終了いたしました。これもちまして、令和5年第8回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は、9月28日、木曜日、午後2時からの開催予定です。本日の総会、大変お疲れさまでした。

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれ



その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。